

資料編

資料編

1 計画の策定に係る会議の開催経過

(1) 山形市地域包括ケア推進協議会

介護保険法第117条第11項に基づき、本計画に、福祉関係団体や医療関係団体、被保険者の代表者等の意見を反映させるため、山形市地域包括ケア推進協議会を開催しました。

①開催実績

	開催日	審議内容等
第1回	令和5年 7月6日	山形市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画）の策定について （高齢者実態調査及び介護保険事業者等実態調査の結果等）
第2回	令和5年 9月26日	山形市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画）の骨子案について

②委員名簿

(五十音順、敬称略)

職名	氏名
認知症の人と家族の会山形県支部 世話人代表	五十嵐 元徳
山形市歯科医師会 副会長	池野 士功
山形大学医学部看護学科 非常勤講師	大竹 まり子
宮城学院女子大学教育学部教育学科 特任教授	熊坂 聡
山形市薬剤師会 副会長	佐伯 和毅
山形県社会福祉士会 業務執行理事	柴田 邦昭
山形県看護協会 常任理事	菅野 弘美
山形市社会福祉協議会 常務理事	高瀬 謙治
山形市医師会 理事	高橋 邦之
富の中いきいき百歳体操 代表	滝口 明子
山形市自治推進委員長連絡協議会 副会長	田中 教仁
山形県介護支援専門員協会 副会長	丹野 克子
山形市民生委員児童委員連合会 副会長	長瀬 武久
山形市老人クラブ連合会 会長	藤澤 睦夫
山形県老人福祉施設協議会 副会長	細谷 健一
山形市健康づくり運動普及推進協議会 副会長	松田 幸子

(2) 山形市社会福祉審議会（高齢者福祉専門分科会）

山形市の福祉施策について市長の諮問に応じ審議する附属機関である山形市社会福祉審議会（高齢者福祉専門分科会）に、本計画の内容を諮問し、ご審議いただきました。

①開催実績

	開催日	審議内容等
第1回	令和5年 12月20日	山形市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画）（案） について
第2回	令和6年 1月24日	山形市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画）（案） について

②委員名簿（高齢者福祉専門分科会）

（五十音順、敬称略）

職名	氏名
認知症の人と家族の会山形県支部 世話人代表	五十嵐 元徳
山形市歯科医師会 副会長	池野 士功
山形大学医学部看護学科 非常勤講師	大竹 まり子
宮城学院女子大学教育学部教育学科 特任教授	熊坂 聡
山形市薬剤師会 副会長	佐伯 和毅
山形県社会福祉士会 業務執行理事	柴田 邦昭
山形県看護協会 常任理事	菅野 弘美
山形市社会福祉協議会 常務理事	高瀬 謙治
山形市医師会 理事	高橋 邦之
富の中いきいき百歳体操 代表	滝口 明子
山形市自治推進委員長連絡協議会 副会長	田中 教仁
山形県介護支援専門員協会 副会長	丹野 克子
山形市民生委員児童委員連合会 副会長	長瀬 武久
山形市老人クラブ連合会 会長	藤澤 睦夫
山形県老人福祉施設協議会 副会長	細谷 健一
山形市健康づくり運動普及推進協議会 副会長	松田 幸子

2 用語集

あ行

■アウトカム^{しひょう}指標

施策や取組を行った結果、発生する効果・成果を測る指標です。本計画では、「地域全体への影響」、「参加者等への影響」の指標として設定しています。

■アウトリーチ

さまざまな形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けることです。

■インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービス・支援ではなく、家族、近隣の方、友人、民生委員・児童委員、ボランティア、非営利団体（NPO）等によるサービス・支援をいいます。

か行

■介護^{かいごしえん}支援ボランティアポイント

特別養護老人ホーム等において介護支援に関わるボランティア活動を行った高齢者に対し、活動実績に応じてボランティアポイントを付与する制度です。

■介護^{かいごにんていしんさかい}認定審査会

要介護（要支援）認定の審査判定を行うために介護保険法に基づいて設置する機関であり、保健・医療・福祉に関する学識経験者で構成されています。山形市では、令和5年度においては、84人の委員により、21合議体（1合議体ごとに4人）を編成して審査判定を行っています。

■介護^{かいごよぼうてちょう}予防手帳

高齢者が日々の生活を振り返り、活動計画を立てながら、健康づくりや介護予防により一層取り組んでいただくことを目的として山形市が作成した手帳です。手帳においては、介護予防等に役立つ情報提供を行うとともに、振り返りや今後の取組等に関する記入欄を設けています。

■介護^{かいごりしょく}離職

家族の介護を理由として、現在の仕事を退職・転職することです。

■^{かいご}介護ロボット

ロボット技術が応用された、利用者の自立支援や介護従事者の負担軽減に役立つ介護機器です。なお、ロボットとは、「情報を感知（センサー系）」、「判断し（知能・制御系）」、「動作する（駆動系）」という3つの要素技術を有する智能化した機械システムをいいます。

■^{にじょうけんてい}カイ二乗検定

2つの変数に関連が言えるのかどうかの独立性を判断するための検定方法です。独立していない（ $p < 0.05$ ）と関係性が見られる（相関関係がある）と判断しています。

■^{きほん}基本チェックリスト

生活機能が低下し、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を早期に把握するための25項目の調査票です。介護予防・日常生活支援総合事業においては、その方にとって必要なサービスの区分（介護保険サービス、介護予防・生活支援サービス事業等）を判断するために使用します。

基本チェックリストでは、①生活面や心身面など全体的な状況の低下（複数項目の該当）、②運動機能の低下、③低栄養状態、④口腔機能の低下、⑤閉じこもり、⑥認知機能の低下、⑦うつの可能性について判定し、これらの基準に該当した65歳以上の高齢者が事業対象者となります。

■^{きょうせいがた}共生型サービス

介護保険と障がい福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるサービスとして、平成29年の介護保険法改正により介護保険制度と障がい福祉制度の両制度に創設されたものです。

■^{ぎょうむけいぞくけいかく}業務継続計画(BCP)

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画のことをいいます。

業務継続計画について介護職員等に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、また、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

■^{けんこうじゅみょう}健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく、自立した生活ができる期間のことをいいます。

■^{はんりようご}権利擁護

自己の権利を表明することが困難な高齢者等が、その人らしく地域で暮らすことができるよう、成年後見制度等の利用や高齢者虐待への対応、消費者被害防止に関する諸制度等の活用等により、意思決定支援と権利侵害からの回復支援を両輪とし高齢者の生活を支援するものです。

■コーホート^{へんかりつほう}変化率法

各コーホート（同年または同時期）の過去における人口動態から変化率（自然動態：出生・死亡、社会動態：転入・転出を包括的に変化率として算出）を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

さ行

■事業対象者^{じぎょうたいしょうしゃ}（基本^{きほん}チェックリスト^{がいとうしゃ}該当者）

基本チェックリストにより、要支援・要介護状態になるおそれが高いと判定された高齢者のことをいいます。

■市民^{しみんこうけん}後見人

山形市成年後見センターにおいて実施する市民後見人養成基礎講習等の研修を受講した一般市民の中から、家庭裁判所により成年後見人として選任された方をいいます。市民としての目線で、被後見人等である高齢者に寄り添う身近な存在として、本人の意思をより丁寧に把握しながら後見事務を進めることが期待されています。

■若^{じゃくねんせい}年性認知症

65歳未満で発症する認知症の総称です。高齢で発症する認知症とは病理学的な違いはありませんが、高齢で発症する認知症とは異なる様々な社会的、家庭的問題を引き起こします。また、高齢の人の場合に比べ、周囲の人も家族も、病気を理解し受け入れるのに時間がかかります。職場や地域での理解や手助けが求められます。

■住宅^{じゅうたく}確保要配慮者^{ほようはいりよしゃ}居住^{きょじゅう}支援^{しえん}協議会^{ぎぎかい}

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するものです。

■住宅^{じゅうたく}セーフティネット^{せいど}制度

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める外国人等（住宅確保要配慮者）の住宅の確保が困難な者に対する賃貸住宅の供給を促進するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の運用、改修費、家賃低廉化、家賃債務保証料等低廉化及び住替えに係る支援を強化することにより、専用住宅を含めた登録の促進を図るものです。

■住民^{じゅうみん}主体^{しゆたい}の^{かよ}通いの^ば場

地域住民が主体となって、週1回以上、いきいき百歳体操等の介護予防に資する活動を行う場をいいます。活動は、より多くの高齢者が気軽に参加できるよう、地区集会所、コ

コミュニティセンター、公民館、介護施設など、様々な会場で実施されています。参加することで、足腰の力などの維持・向上につながり、また外出の機会や住民同士での地域づくりにもつながる効果があります。

■シルバー人材センター^{じんざい}

高齢者雇用就業対策の一環として、多様な就労・社会参加の促進を図る機関で、おおむね60歳以上の会員で構成されています。山形市シルバー人材センターは、昭和55年に設置されて以来、地域の日常生活に密着した臨時的・短期的な仕事を会員に提供しており、活力ある地域社会づくりを担っています。

■人生会議(ACP)^{じんせいかいぎ}

病気やケガなどもしものときに自らが希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むのかを前もって考え、周囲の信頼する人たちと繰り返し話し合い、共有する取組のことです。

■生活お役立ちガイドブック^{せいかつ やくだ}

市内で提供されている様々な生活支援サービス（食材や日用品の宅配、ボランティアによる家事支援、配食、サロン等の居場所、外出支援サービス等）を一覧にしたものです。

■生産性向上総合相談センター^{せいさんせいこうじょうそうごうそうだん}

介護現場における生産性向上や人材確保の取組を推進するため、都道府県が主体となって生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的・横断的に適切な支援につなぐワンストップ窓口です。

■成年後見制度^{せいねんこうけんせいど}

認知症等により判断能力が十分でない高齢者等について、本人に代わって契約や財産管理等を行う、本人のみで行った不利益な契約等の行為を取り消す等、本人を保護し援助を行う制度です。成年後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型からなる法定後見制度と、あらかじめ本人が後見人を決めておく任意後見制度との2つがあります。

た行

■第1号被保険者^{だいごうひほけんしゃ}

市区町村内に住所を有する65歳以上の方です。（ただし、一部の障がい者福祉施設等の入所者を除きます。）年齢が65歳に到達した時や転入等により、その市区町村における第1号被保険者となります。

■第2号被保険者^{だいごうひほけんしゃ}

市区町村に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者です。転入や健康保険加入、年齢が40歳に到達した時に、その市区町村における第2号被保険者となります。

なお、第2号被保険者が保険適用により介護サービスを利用できるのは、「初老期における認知症」、「関節リウマチ」、「末期がん」等の16種類の特定疾病によって要介護（要支援）状態になった場合に限られます。

■ちいききょうせいしゃかい地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

■ちいきほうかつ地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい自立した生活を継続していくことができるように、介護保険制度のみならず、医療、介護予防、地域の様々な活動等、多様な社会資源を効果的に活用して、高齢者を包括的及び継続的に支援する仕組みのことです。

な行

■にゅうもんできけんしゅう入門的研修

介護分野への参入促進を目的として、これまで介護との関わりがなかった方など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身に付けるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる研修です。基礎講座と入門講座の2段階に分かれており、短時間の基礎講座だけの実施など柔軟な対応が可能です。研修修了者は、都道府県の判断により、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修課程の一部を免除することができます。

■にんちしょう認知症カフェ

認知症の方、認知症が気になる方やそのご家族・友人、介護サービスに携わる方等、認知症に関心のある方が気軽に集い、交流や情報交換及び相談ができる場として開催されるものです。

■にんちしょう認知症ケアパス

認知症の方やそのご家族が、住み慣れた地域で生活を継続していくにあたり、いつ、どこで、どのようなサービスが利用できるのかを理解できるよう、認知症の症状に応じて利用可能なサービス等を整理したものです。介護保険制度だけでなく、医療・介護予防・住まい・地域での活動等、様々なサービスを含みます。山形市では認知症サポートブックという名称で作成しています。

■にんちしょう認知症サポーター・にんちしょう認知症キャラバンメイト

認知症について正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族を温かく見守り、支援する方々のことです。「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症についての基礎知識や認知症の方への接し方等を学ぶことにより、認知症サポーターとなることができます。

す。認知症キャラバンメイトは、必要な研修を受講し登録した、認知症サポーター養成講座の講師役を務めていただく方のことです。

■にんていちようさ認定調査

要介護（要支援）認定申請を受けて、市町村職員等が調査対象者の自宅等へ訪問し、対象者やその家族との面接により、全国共通の調査項目に基づいて、心身の状況や介護の手間等について調査します。調査資料は要介護（要支援）認定の判定に用いられます。

は行

■ひなんこうどうしえんせいど避難行動支援制度

災害が起きた時、一人暮らしの高齢者や障がいのある方が地域の中で避難支援等の手助けが受けられるように、平常時から、避難支援が必要と思われる方の名簿作成や名簿提供に同意された方の情報の避難支援等関係者への提供、個別計画の作成支援など、要支援者本人、地域住民と市が協働しながら体制づくりを進める制度です。

■ふくしきょうりやくいん福祉協力員

山形市社会福祉協議会会長が委嘱した住民の方々であり、約50世帯に1人の割合で配置されています。町内会・自治会や民生委員・児童委員と連携を図り、主に高齢者世帯への訪問、声かけ、見守り活動等を行っています。

■ふくしりようえんじょじぎょう福祉サービス利用援助事業

判断能力の低下により自分で預貯金や書類等の管理をすることが難しくなってきた高齢者等を対象に、山形市社会福祉協議会が本人との契約のもと日常的な金銭管理等の支援を行う事業です。本人と契約を結んで利用する制度であるため、契約内容が理解できないほど判断能力が低下している場合は、この事業での支援は難しくなります。

■ふくしひなんじょ福祉避難所

介助が必要な高齢者、障がい者、妊産婦など、避難生活において何らかの特別な配慮を要する方が滞在するための場所として、災害対策基本法に基づき指定する避難所です。特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム等を指定しています。

地震、風水害その他の災害が発生した際、山形市が必要と認める場合に、福祉避難所の開設を決定します。

■ふくし福祉マップ

福祉協力員等が作成するもので、担当地域の住宅地図等に高齢者世帯の情報や地域の施設の情報等を書き加えたものです。福祉協力員等が担当地域を把握するために作成・利用します。

■ふくしそうだんいん福祉まるごと相談員

地域の中で様々な課題や制度の枠におさまらない困りごとの相談にのり、様々な制度や

社会資源を活用し、制度と制度をつなぐ役割を担う福祉の専門職です。

■ふれあいいきいきサロン

山形市社会福祉協議会で行っている小地域福祉ネットワーク事業のうちの1つで、隣近所の高齢者等が気軽に集まり、お茶飲みや趣味活動を行うものです。サロンを主催するのは、民生委員・児童委員や福祉協力員だけに限らず誰でも構いません。家に閉じこもりになりがちな高齢者等が、仲間や生きがいをつくって地域でいきいきと暮らしていくことをめざす活動です。

■フレイル

フレイルとは、2014年に日本老年医学会が提唱した用語で、「加齢に伴い生理的予備能が減少し、様々なストレスに対する脆弱性が亢進した状態」、つまり要介護の前段階を指します。フレイルには、身体的、心理・精神的、それに社会的側面という多面性と、健常な状態へと回復できる可逆性があることが特徴です。

■プロセス指標^{しひょう}

施策や取組の進捗状況を評価する指標です。本計画では、「施策の展開状況」の指標として設定しています。

■法人後見事業生活支援員^{ほうじんこうけんじぎょうせいかつしえんいん}

山形市社会福祉協議会法人後見事業において、被後見人等への定期的な訪問、預貯金等の払い出しや支払い等の補助的な役割を担う職員です。

■法テラス^{ほう}

正式名称は「日本司法支援センター」。国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所です。

■ポピーねっとやまがた

医療・介護専用の完全非公開型コミュニケーションツール「メディカルケアステーション(MCS)」を用いたインターネットによる情報共有を行うシステムを「ポピーねっとやまがた」と名付け、山形市医師会が運用しています。

ま行

■民生委員・児童委員^{みんせいいいん じどういいん}

地域住民を支援するために厚生労働大臣から委嘱された方々です。担当地区を持ち、地域の高齢者などの見守りや支援を行うことで地域福祉の推進を担います。民生委員は児童委員を兼務しています。

■村山地域入退院支援の手引き、山形市入退院支援フロー(地域版)^{むらやまちいきにゆうたいいんしえん てび やまがたしにゆうたいいんしえん ちいきばん}

退院後に切れ目なく医療や介護サービス等の必要な支援を受けられるようにするため、

「入院時」から「退院時」までにおける病院関係者、介護支援専門員等の入退院支援にかかる基本的な対応や視点を明確化したものです。村山保健所が作成した「手引き」と、山形市がポピーを中心に作成した「フロー」があります。

や行

■やまがたししょうひせいかつ山形市消費生活センター

消費生活専門相談員等の専門の相談員が消費者トラブル等の相談・問い合わせを受け付け、解決のための助言・斡旋を行います。

■やまがたしせいねんこうけん山形市成年後見センター

高齢者等が、判断能力が低下しても住み慣れた地域で安心して生活を継続していく権利を擁護するために、後見制度の説明や活用法の情報提供、申立ての手続き等について相談を受けています。

■ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。

■ようかいご ようしえん にんてい要介護(要支援)認定

介護保険制度において、支援や介護を要する状態であることを保険者が認定することです。介護の手間に係る審査判定に応じて、要支援1から2、要介護1から5までの7つの状態区分により認定されます。

ら行

■リスクマネジメント

介護保険施設等における事故発生の防止と発生時の適切な対応を講じることをいいます。

■せんもんしよくリハビリテーション専門職

リハビリテーションに携わる医療職で、主に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の3種類があります。身体機能等が低下した方の動作能力や応用動作についてそれぞれの専門性により、リハビリテーションを行う者をいいます。

■ろうじんふくし老人福祉センター

老人福祉法により定められた施設で、高齢者の健康の増進や教養の向上、各種相談等の事業を行っています。小白川やすらぎ荘、漆山やすらぎ荘、大曾根さわやか荘、鈴川ことぶき荘、黒沢いこい荘の5か所あります。

アルファベット

■AI

Artificial Intelligence（人工知能）の略です。コンピュータを使って、学習、推論、判断等の人間の知能のはたらきを人工的に再現したものです。

■DV

ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略称です。

配偶者や恋人など、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことです。

■ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略です。介護現場においては、ICTを導入することにより、業務の効率化等による負担軽減や職場環境の改善、介護サービスの質の向上等が期待されています。

山形市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画)

令和6年3月発行

編集 山形市福祉推進部
長寿支援課
介護保険課
指導監査課

発行 山形市
〒990-8540
山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL (023)641-1212(代) 内線 653